

建長三年九月十三夜影供歌合再考

藤川功和

序

建長三年（一二五二）九月十三夜影供歌合は、同年十二月、後嵯峨院に奏覧された『続後撰和歌集』完成を祈念して、後嵯峨院仙洞御所で催された、出詠歌人四十二人、十題、二百十番の歌合である。当該歌合については、安田徳子氏によって諸本の整理と歌合の全体的な特質が指摘された他、「影供歌合」という場の持つ意味に力点を置いた佐々木孝浩氏の論考等がみえる。本稿では、それら先学の指摘に拠りつつ、判詞や出詠歌の分析を通して、今一度当該歌合について考えてみたい。

一 建長三年九月十三夜以前の後嵯峨院歌壇

まず、当該歌合に至るまでの後嵯峨院歌壇の活動の軌跡を歌壇の中心たる後嵯峨院に注目しつつ粗々辿っておく。先行研究によれ

ば、後嵯峨院の在位中の詠は殆ど見いだせず、和歌活動を活発化させるのは祖父後鳥羽院同様、讓位後のことであつた。寛元四年（一二四六）正月に後深草帝に讓位してから一年余り後の宝治元年三月三日西園寺御幸詠歌花和歌会、八月十五夜常盤井殿五首歌会、九月十五日仙洞当座詩歌合、院御歌合と立て続けに歌会・歌合が催される。翌二年に入つても、正月十七日仙洞和歌管弦御会、八月三十日鳥羽殿和歌会、九月十三日鳥羽殿五首和歌会が確認される他、来るべき勅撰集撰集を見据えた上で、後嵯峨院が総勢四十名の歌人に詠進せしめた「宝治百首」も成立する。さらに、建長元年九月十三夜鳥羽殿五首和歌会、同二年八月十五夜鳥羽殿三首歌合当座歌会、九月十三夜三首歌合、九月仙洞詩歌合の他、御幸等の折にふれ詠まれた詠歌も含めると相應の実作が確認される。

二 建長三年九月十三夜影供歌合に関する先行研究

そのような流れの中で催された当該歌合について、安田氏は以下の如く指摘される。⁶⁾

(前略) 四年前の宝治二(一二四八)年七月二五日西園寺実氏の真木島別業御幸の折に、藤原為家に勅撰集撰進の院宣が下っており、「勅撰歌集一覽」などの勅撰目録類によれば、建長三年二二月二五日(「拾芥抄」)「尊卑分脈」は二七日に「統後撰集」を奏覧している。したがって、この時期は「統後撰集」編纂の最終段階に入っていたと考えられ、一つには当代歌人の最後のまとまった資料提供の場として挙行されたものと考えられる。

「統後撰集」を前提とした和歌行事としては、「宝治百首」「院御歌合宝治元年」もあるが、参加歌人左右各二人、各十題十首を結番したこの歌合は、披露の行なわれたものとしては最も大きな歌合の一つといつてよからう。(中略)

本歌合は判詞によると、「左右哥譚之各可申所存之由被仰(一番判詞)とあつて、歌合はまず左右の歌を講師が読みあげた後、後嵯峨院からの命で、それぞれの歌を講師が読みあげた後、決したようである。(後略)

安田氏は、当該歌合が、傍線①「統後撰和歌集」撰集に際して当代歌人の最後のまとまった資料提供の場であったこと、傍線②「統

後撰和歌集」撰集を前提とした和歌行事としては、最大規模のものであったこと、傍線③歌の勝負は当日衆議によつて決したこと等を指摘されている。また、安田氏は、当該歌合Ⅱ類本系統の穂久邇文庫本に、「講師 治部卿行家朝臣 読師 前内大臣 判者 前太政大臣 前内大臣家 民部卿 三位入道 寂西等衆議」とみえることも併せて指摘されており、それに拠れば、講師は藤原行家、判者は西園寺実氏、藤原為家ら有力歌人を中心に衆議で決した。では安田氏の指摘を踏まえつつ、今一度一番から読み進めてみよう。

三 「初秋露」題一番から八番まで

一番 初秋露 左勝

女房

ぬれてほす野原の草の露のまにちとせの秋のいつかきぬらん

右

前内大臣基

秋きぬと野なる草木もしりぬらんあまねくひろき露のめぐみに

左右歌講之、各可申所存之由被仰

右方申云、左歌野露山路のきく、野原の草にあらたまりて、

ちとせの秋のいつかきぬらんと侍る、おき所もめづらしく

ことに秀逸之由申之

左方申云、右歌、あまねくひろきといへるほど、千とせの

秋にならぶべきすがたにあらず、右の歌人無陳申之旨、尤

以左可為勝之由皆悉申之

当該歌合一番、「女房」（後嵯峨院）と前内大臣藤原基家の番である。判詞には、傍線①「左右の歌之を講じ、各所存を申すべきの由仰せらる」と、講師が左右の歌を読み上げた後に、各々意見を述べた旨の主権者後嵯峨院の発言があったことが記されている。

それに続いて、傍線②で、まず右の方人が左歌について、「ぬれてほす山ぢの菊のつゆのまにいつかちとせを我はへにけむ」（古今和歌集）巻第五・秋歌下・二七三・素性法師）を踏まえつつ、「山ぢの菊」を「野原の草」と換え、下の句に「ちとせの秋のいつかきぬらん」と配した点を評価している。一方、左の方人は、傍線③「右歌の「あまねくひろき」とする御代に対する祝言も左歌の「ちとせの秋」には及ばないとする。その点について、傍線④「右歌詠者基家からは特に反論はなく、傍線⑤左歌を勝ちとすることに一同決した。判詞に「左可為勝之由皆悉申之」とあり、この左歌が歌合一番左歌であるというだけでなく、後嵯峨院詠と周囲が承知した上で勝ちが付されたものと思しい。

以下、二番（左、西園寺実氏 右、藤原為家）→三番（左、藤原隆親 右、藤原資季）→四番（左、藤原定雅 右、井内侍）と、三番続けて持となる。その一つの要因は、「玉しきの露のうてなも時にあひて千代の初秋ぞきにける」（二番右・為家）へ「露台尤可被賞非可負、仍付持字」（二番判詞）、「白露の玉をみがける竹の葉にあらはれてくる千代の初秋」（三番左・隆親）へ「竹の葉の露

玉をみがきて、あらはれてくる千代のはつ秋、祝言よろしきよし各申し侍りき」（三番判詞）、「うつろはぬ千代の初秋あらはれて松のうはばにかかるしら露」（四番左・定雅）へ「さきの竹今の松、いづれも祝言いろかはるべきにあらざと申して、又為持」（四番判詞）と、祝言を含んだ詠がいずれの番にも含まれていたことがあげられる。

さて、五番では、「露むすぶ衣手涼しぬぬる夜の身にしられてぞ秋はきにける」（左歌・藤原公基）が、「左歌ことなる得失なく、右歌「今朝とてもおもへばおなじ白露のいかでか秋の色を見すらん」が、「おもへばおなじ白露、句ごとにくだけて聞え侍るにやとて負け侍りにき」との判を受け、左歌の勝となる。しかし、次の六番（左、藤原実雄 右、少将内侍）、七番（左、源通成 右、右衛門督）では、「人こそつげねとて、おどろかれぬるといひはてたる、心ゆかぬやうにやと申す人侍りしかども、袖のかわかぬと侍るも、しひて勝劣あるべからずやと申して為持」（六番判詞）「左歌いうなるさまにいひくだしてよろしく聞え侍りしうへに、右歌すこしつよきよし寂西申して、左勝とさだめられ侍りしを、浅茅露あまるといふ事、ちかき世にみえ侍りしよし、右方に申出だす人侍りて持とさだめられ侍りき」（七番判詞）と、共に決定力に欠け、連続して持が付されている。

八番 左勝

正二位藤原朝臣忠定

野べ（と）に色に出つべき秋きぬとらせそめてや露の置くらん

右

下野

千とせへんあさのゆふしでとりもあへず昨日にかはる野への白露
左右歌人共に、昨日にかはる山おろしの風、かはらずきこ

ゆとて、以左為勝、此間講師不可読左右字暗闇一首所存一

同可申之旨被定

八番では、右歌「千とせへんあさのゆふしでとりもあへず昨日にかはる野への白露」について、詠者下野自身、傍線①「昨日にかはる山おろしの風、かはらずきこゆ」として、「いつもさくふもとの里とおもへども昨日にかはる山おろしのかぜ」「新古今和歌集」巻第四・秋歌上・二八八・藤原実定」と、「昨日にかはる」の置き所等において、先行歌と代わり映えがしないと左歌の勝となる。

このような中、傍線②の如く、八番の判が決した後に、「此の間、講師左右の字を読むべからず、暗に二首を聞き所存一同申すべきの旨定めらる」と、①（以後の番において）講師は番両首の左右は読まないこと、②講師が読み上げる二首をそれとなく聞いて、歌の優劣に関する存念を一同申し上げることが決められたのであった。ここの「被定」の主体は、後嵯峨院の可能性もあるが、後嵯峨院が主体の場合、当該歌合の他の判詞では、「被仰」（一番）、「おほせ出だされて」（14番）、「おほせいだされ侍りし」（52番）等とみえ、「被定」を後嵯峨院の主体と考えるには、敬意がやや軽いように思われる。ここでは、「被」を受け身と捉え、「衆議によつてそのよう

に決められた」という意で理解しておく。おそらく、当座における参加者の提案を主催者後嵯峨院が最終的に了承したのではないだろうか。

さて、この衆議の途中での突然の決定により、以下の番では、歌の左右は参加者に知らされず、各番の二首が講師に読み上げられ、判を決したものと思しい。そのことは後日改めて記された判詞にも反映されており、「左歌野露山路のさく」「右歌、あまねくひろきといへるほど」（二番）、「右歌ことよろしきよし人人申し侍りしを」（四番）、「左歌ことなる得失なし」「右歌、おもへばおなじ白露」（五番）、「左歌いうなるさまにいひくだしてよろしく聞え侍りしうへに、右歌すこしつよきよし寂西申して、左勝とさだめられ侍りし」（七番）等の八番までの判詞における左右の呼称は、九番以降は殆ど見えなくなり、「おほかたの秋勝ち侍りにき」（十四番）等と、歌の一部が示されたり、「さきよみあげ侍る歌」（四十九番）、「のちの歌に勝字をつけられ侍りき」（六十五番）、「さきの歌猶可勝の由被定」（六十八番）等という表現が用いられるようになる。

四 九番以降の披講方法——十二番判詞を手がかりに——

では、九番以降、歌はどのように披講され勝負に及んだのであるうか。その手がかりとして、十二番の判詞における西園寺実氏の言をあげよう。

十二番 左

沙弥蓮性

今やこれ秋おく露のにひむすび時はきにけり袂すずしも

右勝

承明門院小宰相

草の原まだきに露はむすびけりいくかもあらぬ秋の日数に

今やこれとうちいでたるより、にひむすびときはきにけり

たもとすずしもなど、けどほくいうならぬさまにめづらし

からんとつくりたてて、おなじ露も所おくべきにやとうけ

給りしを、さきのおほきおほいまうちぎみ、かやうの歌こ

のごろおほくいでき侍るにや、後鳥羽院御時はつやつや見

ずきかず侍りし事なり、同じく万葉集の歌をとるも、あら

はに聞えずいうなるさまにとりなすべきよしうけ給り侍り

き、左右も作者もしり侍らねど、かやうの歌にめをみせら

れたち侍りなば、歌の道はうせぬべきよし申しいだされ侍

りき、いまたまふれば作者も承伏し侍りしかとよ、猶み

みにたつことども侍りしかども、こまかにおぼえ侍らね

ば、しるしおとすことおほく侍らん、何ともあれ、にひむ

すび負け侍るべきよし被定侍りき

傍線①、まず蓮性詠の初句及び三句以下について、「今やこれ」

と初句に置き、通例「新枕」とすべきを、後代の正徹詠「うたたね

の袂の露の新結まてとはおもひかけずよ」(「草根集」・恋・六四

一・二)以外殆ど用例をみない「新結」を詠み込みつつ、結句に置く

用例が散見する「時はきにけり」を四句に置き、「秋立ちていく日
もあらねどこのねぬるあさけの風はたもとすずしも」(「拾遺和歌
集」巻第三・秋・一四一・安貴王、「万葉集」一五五九は、結句「た

もとさむしも」)にみる如き万葉調の表現を結句に置いた点が、今

の世には珍しい仕立てであり、右歌も勝ちを譲るであろうかとす

る。それに対して、実氏は、傍線②で、「今やこれ」のような歌

は最近目に付くが、後鳥羽院の頃には全く見聞きしない詠であつ

て、「万葉集」を詠作に取り込むに際してはあからさまにそれとは

分らない程度にとるべきであると主張する。そして、注目すべき

は、傍線③で、実氏は両首の左右も作者も知るところではないとし

た上で、蓮性詠を強く難じているのである。八審判詞の「講師不可
読左右字暗聞二首」と実氏の「左右も、作者もしり侍らねど」を手が

五 勝負の内実を考える

当該歌合における各歌人の勝敗並びに各歌人の歌歴の目安として、

当該歌合とともに「続後撰和歌集」撰集に際して当代歌人の撰歌

資料となつた宝治元年院御歌合並びに「宝治百首」への出詠状況を
示し、また、『新古今和歌集』から「続古今和歌集」までの勅撰集
への入集状況を「別表」に示した。

表末尾に示した左右歌の勝負持の総数によると、左歌が右歌に比
して六つ勝ち越している。また、後嵯峨院と基家の番と、雅言と家
棟の番がそれぞれ左方が九勝しており、左方の勝数を稼いでいるこ
とが分かる。この二番の内、後嵯峨院と基家の場合、先述の如く院
詠は参加者に自明であつたらしく、判詞に「一同申して為勝」(二
十二番 山家秋風)、「あさぎよめよみあげ侍りしより満座詠吟」
(四十三番 朝草花)、「葉山しげ山しげけれどいへる歌を、さは
りおほみあはでやしかのと侍るこそ、ふかくおもひいれて侍りけれ
と、一同申之、(中略)葉山勝の由満座申之」(六十四番 暮山鹿)、
「久方のあまざる霧、題はあらはに心はこもりて、ことよろしきよ
し皆悉申す」(八十五番 霧間雁)、「とにかくに勝ち侍るべきよし満
座定申し侍りき」(百九十番 寄月恨恋)と、参加者一同で院詠を
賞揚したり勝に決すると記されており、(判詞に院賞賛のレトリッ
クが多分に加味されているとしても)、参加者は院詠であることを
何らかの形で事前に知っていた可能性が高い。

また、院詠意外についても、ある程度の力量を持った歌人なら、
講師が詠み上げた段階で、それが誰の詠なのか見当を付けることも
可能であつたと考えられる。例えば、前掲十二番連性詠の場合、『新

勅撰和歌集』に十七首入集し、当該歌合以前に多く歌作をなし、宝
治元年院御歌合等で連性と同じ歌合にも出詠経験のある実氏なら、
「けどほくいうならぬさまにめづらし」い歌が連性詠ではないかと
見当をつけることは十分に可能であつたであらう。

宝治元年院御歌合でも、連性詠「尋ねきていまぞしめゆふたまた
すき雲ある山のはつ桜花」は、判者為家に「左、いまぞしめゆふたま
だすきなどいへる、ふるきこと葉をかけていひしりて侍れ」と評さ
れているのである。そもそも、実氏が敢えて「左右も作者もしり侍
らねど」と前置きをした上で、「かやうの歌にめをみせられたち侍
りなば、歌の道はうせぬべきよし申しいだされ侍りき」と痛烈な発
言をしている点も気になる。連性は、当該歌合の五年前、寛元四年
(一一四六)に反御子左派による「春日若宮社歌合」を催し、先に
見た宝治元年院御歌合では、自詠に対する為家の判を不服として、
「連性陳状」を後嵯峨院に奏する等、当該歌合時点で完全に為家と
袂を分かつていた。一方、西園寺家は、実氏の父公経の姉が為家の
父定家に嫁し縁戚関係を結び、以来公経、息実氏ともに御子左家を
一貫して支持している。実氏の「左右も作者もしり侍らねど」とい
う前置きの上での、痛烈な連性詠批判は、或いはかなり計算された
ものだったという見方も出来よう。

さらに、百六十六番右歌祝部成茂詠「ななそちのおいの坂行く山
こえてまた色ふかき紅葉をぞみる」では、初句に「ななそちのお

い」と詠者の年齢を詠み込んでゐる。この詠は当該歌合の二年前に催された成茂七十賀におけるエピソードを念頭に置いたものと思しい。

七十六番 左

俊成卿女

鳴く鹿もこゑのかぎりやつくらん小倉の山の秋も夕べと

右勝

前内大臣家

夕づくひ暮れゆくままに鳴きまざる秋の小鹿の妻こひの山

こゑのかぎりやといへる物語の歌思ひいださるるに、秋もゆふべといひはてたるもききにくしとて負け侍りき、秋のをしかのつまごひの山、名所にてもなにも勝まではいかたとぞ見給へ侍る

また、七十六番の俊成卿女詠では、判詞に「こゑのかぎりや」辺りが物語の歌を思い出すようであるとの指摘がみえる如く、「源氏物語」桐壺巻「鈴虫の声のかぎりを尽しても長き夜あかずふる涙かな」（勅負の命婦）を借り歌作に及んでゐる。俊成や定家らと同様、俊成卿女の詠にも多く物語より材をなした作が見いだせることは、既に先学の指摘するところであり、先の成茂の例とともに、本歌合の顔ぶれの中で当該歌が誰の詠なのかある程度見当をつけることは可能だったのではないだろうか。

ところで、先に指摘したもう一つの左方勝数九の番「雅言と家棟の場合、当該歌合における実作を辿ると、「夕日さす松の木蔭にた

つ鹿のいつともわかず妻やこふらん」（八十三番・暮山鹿）、「あかしとは月にもしるしなが月のとよにあまれるみよの行末」（百二十五番・名所月）について、それぞれ「まつの木かけ山なきよしきた侍りき」「あかしとはいへるばかりにては、よみなさむにしたがはば名所もいかがと、上さまにもさた侍りき」と、家棟詠がよく題に叶っていないという、題詠における基本的な落ち度を難じられ負となつてゐる例が散見する。雅言が「統古今和歌集」で勅撰歌人となつたのに対して、家棟は、祖父家長、父家清と続いた勅撰集入集をついに果たせなかつたことも加味すると、雅言の勝ち数の多さは、実作の完成度に対する正当な評価と捉えることもできよう。

百一番 左

経朝朝臣

さきだつともとまるもみえぬ夕霧にいくつらとてか雁のゆくらん

右勝

沙弥寂縁

いくつらと見ても何せん鳴く雁のこゑきく空の秋の朝霧

見てもなにせんとまでいひたてずとも心はきこえ侍りなにかし、いくつらとてか雁のゆくらん、春の歌ににたるうへに、上句よろしからぬさまなりとて為負

さらに、左方にもかかわらず勝が一つも付いていない藤原経朝の百一番詠の場合、判詞傍線部で「雁のゆくらん」とあるのが、「古今和歌集」所収「（帰雁をよめる）はるがすみたつを見すててゆかりは花なきさとにすみやならへる」（巻第一・春歌上・三二）伊

勢詠にみられる如く、春の歌の趣である点などが難となり負となっている。経朝は、建保三年（一一二五）頼資男として生まれ、この時三十七歳。宝治元年院御歌合や『宝治百首』に出詠し『続後撰和歌集』に一首入集を果たしているが、定家存命中から歌作に励み、『続後撰和歌集』に五首入集を果たしている寂縁（橘長政）とは、力量にある程度の差があったものと思しい。経朝詠の持7負3は、基本的には詠作そのものが評価された上での妥当な結果だったのではないだろうか。

六十五番 左

前太政大臣

夕されば妻ごひすらし高砂の尾上にひびくさをしかのこゑ

右勝

民部卿為家

夕暮はおのがすみかの山にても猶うき時と鹿ぞ鳴くなる

① 尾のへにひびく鹿のこゑ、たかくきこゆる由申し侍りしか

② ども、のちの歌に勝字をつけられ侍りき

八十六番 左

前太政大臣

天の原たえだえみゆるうす霧の雲井に遠き秋の雁金

右勝

民部卿為家

立ちわたる峰の秋霧ひまとめてうすずみしるき雁の玉づさ

③ 雲井にとほき秋のかりがね、ことよろしくおもかげ見る

やうに侍るを、ひまとめてうすずみしるき玉づさ、かきや

つして見所なく侍りしかども、勝字の侍りける。猶しかるべからずや侍らん

一方、六十五番、八十六番では、判詞において、両番の実氏詠について判詞傍線①「尾のへにひびく鹿のこゑ、たかくきこゆる」傍線③「雲井にとほき秋のかりがね、ことよろしくおもかげ見るやうに侍る」と評し、さらに、八十六番では右歌を傍線④「ひまとめてうすずみしるき玉づさ、かきやつして見所なく侍り」と難じるが、いずれも傍線②、⑤の如く衆議により為家詠が勝となつており、貴顕に対しても正当な評価がある程度下されたことが伺える。

結 建長三年九月十三夜影供歌合再考

従来単なる衆議判としてのみ理解されてきた当該歌合について、本稿では以下の点を指摘した。

- ① 当該歌合では、最初の題の途中から急速「講師不可読左右字暗聞二首所存一同可申」という試みが行われた。
- ② 判詞を手がかりにすると、八番までは、左右は自明であった、九番以降は左右も作者も分らないまま衆議に及んだ。
- ③ 院詠については、参加者が事前にそれと知っていた可能性が高い。また、作風や詠歌内容から作者をある程度推測し得る事例も存したと思われる。
- ④ 勝敗は、左方が勝ち越している。特に院詠と雅言詠が勝を稼いで

いる。各番の勝ち越し数は、左十右九、また題ごとの勝ち越し数も左五右四題とはほぼ均衡している。

⑤院詠の如き例外も存するが、各歌人の勝敗は、概ね各々の歌歴や力量に添ったものと考えられる。

③④を重視すれば、当座における試みは或いは形骸化していたかもしれないが、一方で実氏が「左右も作者もしり侍らねど」と前置きした上で、連性詠を痛烈に批判している点を考えれば、少なくとも忌憚のない批評の呼び水としての役割は果たしていたと思われる。

隠名で且つ左右を伏せて披講に及ぶことは、左右いずれの方の詠なのかという判断材料を抜きにして優劣を判定することを意味する。「身分や名前・人間関係に惑わされることなく、忌憚のない評価と意見を闘わせる」ことを意図し、隠名乱合の衆議判を「定型」とした後鳥羽院時代の影供歌合においても、披講においては左右方は明示されていたらしく、勝敗数において「圧倒的に左方の勝率が高^①い。そういった意味では、当該影供歌合における披講方法は、後鳥羽院時代の影供歌合の意図を継承、発展させたものとみなすことも可能であろう。

安田氏は、前掲著書で、当該歌合を「後鳥羽院時代の一つの象徴的歌行事であった影供歌合を再興して、後鳥羽院の和歌隆盛期を希求した一回性のものであり、「この時期にこの影供歌合を再興したのは、『統後撰集』の撰集を『新古今集』の撰集に擬えて、後鳥

羽院時代に盛んであった影供歌合を催すことによって歌道神人磨像にその成功を祈る気持を込めたのではなからうか」と指摘された。

本稿では、そういった性格とは別に、当座で行われたささやかな試みに注目して、その試みの内実や意義について検討を加えた。会の中で披講方法を変えた要因や、作者名に加え左右を伏せての披講が実際にどれほど機能したのかについてはなお検討すべきであるが、「後鳥羽院時代に盛んであった影供歌合」において、後鳥羽院時代とは若干異なった試みをする^②こと自体に、後嵯峨院時代最初の勅撰集たる『統後撰和歌集』奏覧前夜の後嵯峨院歌壇の（かつての後鳥羽院時代にはほど遠いが）活況とでも言うべき雰囲気を読みとつてみたいのである。

十四番 左勝

鷹司院按察

大方の秋立つ比に成りぬとは袖の外なる露にこそしれ
右 右近衛大将藤原朝臣公相

ふけぬるか夜半のみそぎのあさのはにやがて置きそふ秋の白露
秋たつころもおほつかなきに、露にこそしれとすこしつよく
聞え侍りしを、ふけぬるかよはのみそぎとては夏のをはり

にや、秋のはじめとはもちみがたくやとおほせ出だされて、
まことにそのゆゑ侍りけりとて、おほかたの秋勝ち侍りにき

五十二番 左勝

正三位成実

あづさ弓ひくまの野べのあさ日影にはふ真萩の色ぞうつろふ

右 從三位顯氏

下葉までそめつくすべきあさ露のおき所なきもとあらのはぎ

あづさ弓引まの野べは、名所又おしいできたりとさた侍

りき、もとあらのはぎは、いたづらに葉のことばおほくて、

むなしく花の心すくなし、名所勝ち侍りき、野べより山に

入る鹿もはなはなきにやとおほせいだされ侍りし、まこと

にさまでの事には侍らじかし

当該歌合の判詞には、十四番傍線②の如く、当座で院が右歌への難を「ふけぬるかよはのみそぎとては夏のをはりにや、秋のはじめとはもちあがたくや」と具体的に「おほせ出だされ」たり、五十二番傍線③の如く、「あけぬとて野べより山にいる鹿のあと吹きおくる萩の下かせ」〔新古今和歌集〕巻第四・秋歌上・源通光・三五(一)という、建永元年(一二〇六)七月二五日に後鳥羽院仙洞の和歌所で催され、衆議を経て勝歌となった「卿相待臣歌合」の「朝草花」題詠の「新古今和歌集」入集源通光詠を引き合に出し、野辺から山へと分け入ろうとする鹿も萩の花に見送られるのであるから、「朝草花」題では花の意が大事であろうと判を支持したりと、後嵯峨院の判への主体的な関与や和歌への理解の深まりが垣間見える。当該歌合におけるささやかな試みの背景には、勅撰集奏覧を前にした主催者後嵯峨院をはじめ歌壇の和歌への関心と、当該歌合が

〔後鳥羽院時代に盛んであった影供歌合〕であつたことが、無関係ではないと思量されるのである。

※和歌の引用は「新編国歌大観」に拠つた。但し濁点等を適宜改めた箇所がある。

〔注〕

(1) 安田徳子氏は、「中世和歌研究」(平成10年 和泉書院)で、「この歌合

は、諸本とも「影供歌合」、期日は「建長三年九月十三夜」としており、この歌合の詠が「続後撰集」では詞書に「九月十三夜十首歌合」、「続古今集」などでは「建長三年九月十三夜十首歌合」とあり、近衛兼経の日記「岡屋関白記」(『大日本史料』による)の建長三年九月十三日条に「仙洞有和歌御会云々」とあるので、建長三年九月十三夜に、十三夜の月を賞でながら「岡屋関白記」によれば「月光清明」、後嵯峨院仙洞で行なわれた影供歌合であることは間違ひなからう」と指摘される。第二章後嵯峨院時代の和歌 第二節歌合・百首歌・秀歌撰研究 一、「建長三年九月十三夜影供歌合」研究 (二) 成立参照。

(2) 安田氏前掲(一) 著書参照。

(3) 後嵯峨院歌壇における後鳥羽院の遺響―入麿影供と反御子左派の活動をめぐって―(『和歌文学論集』10 平成8年 風間書房) 参照。

(4) 小林強氏「後嵯峨院の詠作活動に関する基礎的考察」(『中世文学論稿』第16号 平成5年3月) 等参照。なお、小林氏の調査に拠れば、讓位以前の院の実作は存疑歌を含めても五百のみである。

(5) 小林氏は、前掲(4) 論文で、「後嵯峨院の詠作は確認できない」とされる。

(6) 安田氏前掲(一) 著書参照。なお、安田氏は引用文以外に、規模等から

当座とは考え難いこと、結番は「官位、歌人の力量など、ある程度考慮されていた」こと、「かなり周到な計画の内に行なわれた」「公的性格の強い行事であった」こと等を指摘された。

(7) 田淵句美子氏は、「女房」あるいは「親定」などの作名を用いても、また歌合で名を隠して勝負や判を付けても、かつ順不同の乱合であっても、歌のうちのどれが御製であるかは、最も大きな関心事であり、自然に漏れ知るところでもあっただろう」と指摘され、また、正治二年から文永二年までの後鳥羽院・順徳天皇・後嵯峨院・宗尊親王が「女房」として出詠した歌合を調査された上で「女房」の歌が「負けるのは非常に少ない」とことを示されている。「御製と「女房」―歌合で貴人が「女房」と称すること―」（日本文学）第51巻第6号、平成14年6月）参照。

(8) 実氏の発言は、「六百番歌合」春中・野遊・三番判詞「右、秀句によりて勝侍らば、歌道見ぐるしくもやまかりなり侍らん」と似通う（中村文氏のご教示による）。俊成が難じた右歌が六条経家詠である点等を考えれば、実氏の発言はかなり意図的なものであった可能性が高い。

(9) 「古今著聞集」巻第十三・祝言に、「建長元年十二月十八日、日吉の禰宜成茂の宿禰、七十の賀をしけり。家に例あるとかや、院の御製をください」として、後嵯峨院詠「七十のけふのためとや神もさは社のかずをさだめおきけん」為家詠「神山の千世にさかゆる櫛もてつくれる杖も君がためとぞ」がみえる。

(10) 森本元子氏「俊成卿女の研究」（昭和51年、桜楓社）第十章俊成卿女の
本歌取りについて等参照。

(11) 佐々木孝浩氏「後鳥羽院歌壇「影供歌合」考」（国語と国文学）平成16
年5月）参照。

(12) 八番までで勝が御製を含む左歌に三つで、後は持が五番と、勝負がやや
停滞気味となっていたことが一因か。

(13) 左右に拘らない判定を促し、よりよい詠歌を「続後撰和歌集」に供給する狙いがあったとも考えられる。なお、当該歌合からは、二十五首（左方―13、右方―12）が「続後撰和歌集」に入集している。

(14) 佐々木氏前掲（11）論文。

(15) なお、佐々木氏は前掲（11）論文の中で、後鳥羽院時代の影供歌合が「前後後鳥羽院歌壇の学びの場として機能していたのではないか」という「仮説」を提示された。当該歌合との比較検討を今後さらに進めてみたい。

―ふじかわ・よしかず、広島大学図書館研究開発室助手―